

監查意見書

独立行政法人 統計センター
理事長 中川 良一 殿

監査意見書

私共は、独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人統計センターの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの平成18年度における事業報告書、財務諸表（すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書並びに附属明細書）、並びに予算の区分に従い作成した決算報告書につき監査を実施した。

この事業報告書、財務諸表並びに決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、独立行政法人の長にあり、私共監事の責任は、財務諸表等について意見を表明することにある。

私共は、独立行政法人に対する会計監査人の監査基準及びわが国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及び適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。

私共は、業務執行の状況を知るために、通常、毎月開催される役員会議に出席し必要に応じて意見を述べた。

私共は、監査の結果として意見の表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、私共が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。

なお、私共が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。


監査の結果、私共の意見は以下の通りである。

- (1) 業務の執行は、法令に従い適法に行われているものと認める。
- (2) 事業報告書は、当該独立行政法人の平成18年度に関する業務運営の状況を正しく表示しているものと認める。

- (3) 財務諸表は、総務省が開催している独立行政法人会計基準研究会と財務省に設置された財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会公企業会計小委員会との共同ワーキングチームによって、固定資産の減損会計を反映し、平成17年6月29日公表された改定「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠して作成されており、当該独立行政法人の平成19年3月31日現在の財政状態、及び平成18年度の運営状況、キャッシュ・フローの状況、及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認める。
- (4) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (5) 決算報告書は、当該独立行政法人による平成18年度の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認める。

平成19年6月11日

独立行政法人 統計センター

監事 川 口 雄 

監事 積 山 朋 